

< 表面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和4年12月15日

記入者 前田 高志

1 排出事業者	名称	京都府流域下水道事務所	所属	施設管理課	
	所在地	〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地	担当者	前田 高志	TEL 075-954-1879 FAX 075-955-2224
2 廃棄物の名称	洛西浄化センター 下水道 燃えがら・ばいじん				
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分	五酸化リン(33%) 他 二酸化ケイ素(21%)		MSDSがある場合、CAS No.	
	<input type="checkbox"/> 成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 <input type="checkbox"/> 商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4 廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)				
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input checked="" type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (○) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
	6 PRTR対象物質 届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)				
	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン				
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン、ブromホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)				
8 その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 (○) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (△) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (△) ニッケル (×) 銅 (△) アルミ (○) アンモニア (×) ホウ素 (△) その他 ()				

9	有害特性 (有 (無) ・ 不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(粉末) 臭い(なし) 色(薄褐色) 比重(-) pH (-) 沸点(-) 融点(-) 発熱量(-) 粘度(-) 水分(-)
11	品質安定性	経時変化(有 (無)) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法) ・ 特化則(特定化学物質障害予防規則) ・ 有機溶剤 ・ 毒劇物 ・ 悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input checked="" type="checkbox"/> 車両(バラ) <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット (継続予定)) (370) kg ・ t 日 ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 / (年) ・ 月 ・ 週 ・ 日
15	特別注意事項 (有 (無))	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部有 ・ サンプル無 ・ 写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
市町から流入した下水の処理で発生する汚泥を流動床焼却炉で焼却した際に発生する燃えがら・ばいじん

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

試験成績報告書

京都府流域下水道事務所
所長 岸田 二彦 様

試料採取場所：洛西浄化センター
試料採取日：令和4年11月1日
試験年月日：令和4年11月1日 ~ 令和4年11月18日
試料由来：持ち込み
試料採取者：日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

計量証明事業登録

京都府知事(濃度)第 050号

日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
大阪市北区同心1丁目7番14号

環境試験所 京都府石叡郡大山崎町才大山崎小字鏡田10番地9

TEL075(959)2735 FAX075(951)0886

環境計量士

中井 政典

(登録番号 第5292号)



ご依頼を受けました試料の試験結果は、下記の通りでございます。

試験項目	試験方法	試料名	検出濃度 (検出試験) 埋立処分 (海面埋立処分)	報告下限値
水銀又はその化合物	mg/L	環境庁告示第59号付表2	< 0.0005	0.0005
カドミウム又はその化合物	mg/L	JIS K0102-55.3	< 0.001	0.001
鉛又はその化合物	mg/L	JIS K0102-54.3	< 0.006	0.006
有機燐化合物	mg/L	環境庁告示第64号付表1	< 0.01	0.01
六価クロム化合物	mg/L	JIS K0102-65.2.1	< 0.04	0.04
砒素又はその化合物	mg/L	JIS K0102-61.3	0.005	0.005
シアン化合物	mg/L	JIS K0102-38.1.2, 38.5	< 0.1	0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	JIS K0093-5, 6備考4	< 0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.008	0.008
テトラクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
ジクロロメタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
四塩化炭素	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.03	0.03
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0006	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
チウラム	mg/L	環境庁告示第59号付表5	< 0.0006	0.0006
シマジン	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.0003	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.002	0.002
ベンゼン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.001	0.001
セレン又はその化合物	mg/L	JIS K0102-67.3	< 0.001	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	環境庁告示第59号付表8	< 0.005	0.005
			-以下余白-	


本試料は環境庁告示第13号(ロ)に基づき、水溶液を用いて溶出液を作成した。
「<」は未満を表す。

分析結果報告書

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地
 京都府流域下水道事務所 所長 岸田 二彦 殿
 件名：脱水ケーキ、沈砂、し渣等有害物質分析業務

帝人エコー株式会社
 〒108-0033 東京都港区三田3-3-8
 松山事業部
 〒791-8538 松山市西垣生町2345番地
 Tel (089) 971-5838 Fax (089) 972-3957

特定計量証明事業者の認定番号：N-0031-01
 計量証明事業登録（愛媛県）第環41号（特定濃度）

計量管理者	岩松 匠	
-------	------	--

ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：ばいじん
 試料名：洛西浄化センター 焼却灰
 試料区分：持込試料
 分析期間：2022年6月14日～2022年6月23日
 採取年月日：2022年6月9日 10:10
 試料採取者：日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10-9 京都ビル

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	N.D. ng/g-dry	0 ng-TEQ/g-dry	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及び
 コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
 2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
 3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)と
 して各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
 4. 本報告書の一部を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。